



US Topics

September 10, 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

■ 目次

FASBが法人所得税の不確実性に係る適用指針を公表； 非公開企業に対する特定開示の削除
その他の FASB 関連記事

PwC が DataLine 「子会社への所有持分の減少に関する会計処理を明確化する FASB 案の検討」を発行
PwC 発行の DataLine は FASB の ASU 案「公正価値の測定および開示」を取り上げています。
AICPAが倫理規定の改訂案へのコメント募集

■ FASBが法人所得税の不確実性に係る適用指針を公表； 非公開企業に対する特定開示の削除

今週、FASBは、会計基準アップデート(ASU) No. 2009-06「法人所得税の不確実性に係る会計処理の適用指針および非公開企業に対する開示の改訂」を公表しました。これは法人所得税の不確実性に係る会計処理に関する現行基準の適用にあたって財務諸表作成者を支援するものです。本適用指針は、主として事例形式をとり、パス・スルー・エンティティや非課税の非営利企業をその対象としていますが、その他の企業にも影響を及ぼす可能性があります。また、当該ASUにより、非公開企業に対する法人所得税の不確実性に係る開示要件が削減され、未認識のタックス・ベネフィットの期首と期末の調整表、および認識した場合に実効税率に影響を与える未認識タックス・ベネフィットの変動額について開示する必要がなくなります。

2008年12月にFASBは特定の非公開企業に対して、FIN48「法人所得税の不確実性に関する会計処理」(ASC740)の適用日を延期しましたが、早期適用は認めていません。この適用延期を受ける企業に対する当該ASUの適用は2009年12月15日より後に開始する会計年度から始まります。延期を適用しない企業に対する当該ASUの指針および開示の改訂は2009年9月15日より後に終了する中間および年次財務諸表から適用されます。

▼ このASU の全文は以下のFASB ウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175819501289&blobheader=application%2Fpdf>

PwC発行のDataLine 2009-38では、当該会計処理に関する検討事項について、PwCの見解と共に新しい指針に関する概要が記載されています。このDataLineは、企業が基準への準拠を初期だけでなく継続的に確保できるように、方針、手続きおよび統制の設定を支援するPwCのクライアント・アクション・プランの一貫です。

▼ CFOdirect Network のメンバーはこのPractical Tipの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7VPMZA&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ その他の FASB 関連記事

次回の公開 FASB 会議: FASB は、9月16日にFASB会議を行い、FASBのディスカッション・ペーパー「リース: 予備的見解」に対するコメントについて議論する予定です。さらに、FASBとIASBは、9月14日に金融商品の会計処理に関する円卓会議を共同で行う予定です。会議の詳細については以下のFASBウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Page&pagename=FASB%2FPage%2FSectionPage&cid=1218220079452>

プロジェクトの更新: FASB は以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 概念フレームワーク
http://www.fasb.org/conceptual_framework.shtml
- FAS 157—公正価値測定の開示の改善
http://www.fasb.org/fas157_improving_disclosures_about_fvm.shtml
- リース
<http://www.fasb.org/leases.shtml>

■ PwC が DataLine 「子会社への所有持分の減少に関する会計処理を明確化する FASB 案の検討」を発行

FASBは最近、子会社もしくは一つの事業を構成する資産グループの非連結に関して、ASC 810-10「連結—全般」の適用範囲の明確化を目的とするASUの公開草案を公表しコメントを募集しました。本FASB案は、ASC 810-10の指針が不動産販売、金融資産の譲渡、持分法における被投資企業との取引に係る指針などの、「Codification」の他のトピックにある利得もしくは損益の取扱い、もしくは認識の中止の要件と相反するよう見えるという懸念に対応するものです。

bPwC 発行のDataLine 2009-36はFASB案の主な論点を解説するもので、中でもASC 810-10における所有持分の減少に関する規定の明確化に焦点をあてています。ASC 810-10は、(1)子会社と、事業や非営利活動を構成する資産グループの両方に適用され、(2)取引が実質上、不動産販売である場合には適用されないとしています。当該DataLineには範囲の明確化のための事例も含まれています。

▼ CFOdirect network のメンバーはこの DataLine の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7VKF3K&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ FASB の ASU 案「公正価値の測定および開示」を取り上げた PwC DataLine

公正価値会計については過去 18 ヶ月超の間、厳しい視線が注がれており、公正価値の開示規定についてはその透明性の欠如が批判されてきました。最近公表された公開草案は ASC 820-10「公正価値の測定および開示—全般(旧 FAS157)」を改訂するもので、その中で FASB は公正価値測定の開示を改善する改訂案の詳細を発表しました。当案には以下の3つの主要開示規定が新たに加えられています: (1)レベル3の測定に関する感応度分析、(2)レベル 1 およびレベル 2 の測定への/からの移動に関する詳細、(3) ロールフォワードによるレベル 3 の範囲内における動きの総額表示。さらに公正価値に関する以下の2つの現行開示規定を明確化する改訂を含みます: (1)公正価値の測定のレベルの分割、(2)インプットおよび評価手法の開示。

PwC 発行の DataLine 2009-37 では、当案における開示規定の概要を提供しています。この DataLine は主にレベル 3 の測定に関する感応度分析など最も重要な開示項目案に焦点をあてています。また、レベルの分割に関する明確化についても議論しており、当案における適用の課題に焦点をあてています。

▼ CFOdirect network のメンバーはこの DataLine の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7VKMKY&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

■ AICPA が倫理規定の改訂案へのコメント募集

AICPA の職業倫理実行委員会(PEEC)は機密性のある顧客情報の開示に対する AICPA 規定 (Rule 301「AICPA の職業倫理上の行動規範における機密性のある顧客情報」)を改訂する公開草案を公表しました。機密性のある顧客情報をその顧客の同意なしに第三者(独立した調査会社)に開示することは、引き続き当該規定に違反することになります。当案は、その情報が公にされていることを会計士が認知している場合を除き、当該情報を機密情報として取扱うことを明確にすることを求めています。当該草案では機密性のある顧客情報の定義の提案や機密情報の事例についても記述されています。

当該公開草案は規則Rule 101「独立性」におけるAICPAの独立性の規定の一部に対する改訂案も含んでいます。改訂の内容には、監査顧客にかつて雇用された会計事務所の個人に関するものもあります。当該改訂は監査エンゲージメント・チームのメンバーやその監督者が監査顧客から退職給付の受給権を付与されることを禁止することにより、エンゲージメント・チームの独立性の強化を求めるものです。現行規定では、退職給付の精算により税制上著しい不利益を被る場合は、監査人が監査顧客の制度において受給権が確定した給付を保持することを認めています。当案は、監査エンゲージメント・チームのメンバーや監督者がその監査上の判断が監査顧客から退職給付を受領する際に影響を与える可能性があるかもしれないという懸念を抱くことなく、監査上の判断をより客観的に行うことができるようにすることを目的としたものです。

当案へのコメント期限は11月6日です。

▼ 当該草案の全文は下記のAICPAのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Professional+Ethics+Code+of+Professional+Conduct/Professional+Ethics/Exposure+Drafts+-+Standard+Setting/Omnibus+Proposals+of+Professional+Ethics+Division+Interpretations+and+Rulings.htm>